

稚内市 令和6年度（中間年）入札参加資格審査申請受付についてのQ & A

Q: 令和6年度の申請受付はいつからですか？

A: 令和5年12月11日(月)から令和6年1月31日(水)までです。

物品・委託の書類提出は、午前9時から午後5時まで受け付けています。(土・日・祝日は除く)

工事・設計については、期間内に電子申請にて受け付けています。

Q: 今回申請受付をした場合有効期間はいつまでになりますか？

A: 有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

Q: 郵送での申請は受け付けていますか？

A: 物品・業務委託については、期間内必着で受け付けています。ただし、E-mailでの受け付けは行っていません。

※工事・設計については、原則電子申請のみの受付となります。

Q: 工事の申請様式は、どの様式を使えばいいですか？

A: 工事・設計については、電子申請となります。

詳細はホームページを確認のうえ申請してください。

Q: 物品の納入・委託業務は、どの様式を使えばいいですか？

A: 稚内市独自様式です。稚内市ホームページからダウンロードしてください。

Q: 登録申請様式以外に提出する添付書類はありますか？

A: すべての業種で必要です。それぞれの「提出書類一覧表」でご確認ください。

Q: 登録申請にあたり、資格要件を教えてください。

A: 建設工事は、令和5年12月1日現在において、建設業法による許可を受けてから、引き続き2年以上の事業を営み、経営事項審査を受けており、有効な総合評定値(P点)の通知を受けていることが必要です。

また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していることが必要です。

ただし、適用除外の場合は、必要ありません。

その他の業種は令和5年12月1日現在において、必要な許可・免許等を有し、引き続き1年以上の事業を営んでいることが必要です。

このほかにも必要な要件がありますので、受付要領等でご確認ください。

Q:この申請により病院事業の発注物件にも参加できますか？

A:病院事業のほかに、水道事業、稚内地区消防事務組合の発注物件にも参加できます。

Q:随時受付はしていますか？

A:随時受付は、行っていません。

Q:年度途中で、申請業種(業務委託)や営業希望業種(物品)等の追加又は変更はできますか？

A:できません。工事や設計等についても同様です。

次回申請受付時に、追加(変更)申請をしていただくことになります。詳しくは、財務課契約グループへお問い合わせください。(直通Tel0162-23-6391)

Q:提出書類の『消費税及び地方消費税』の納税証明書は(その3)でなければなりませんか？

A:『消費税及び地方消費税』の納税証明書(その3)の他に『消費税及び地方消費税』の納税証明書(その3の2)又は(その3の3)でも受付いたします。